

第3章 サービス提供体制の整備

1 介護サービスの種別

(1) 居宅サービス

サービス種別	内容	市内 事業所数
訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。	22
訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行う。	1
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。	10
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う。	0
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行う。	-
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行う。	15
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図る。	6

サービス種別	内容	市内 事業所数
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	8
短期入所療養介護	介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う。	3
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。	5
福祉用具貸与	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため福祉用具を借りることができる。	9
特定福祉用具販売	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため、その用途が「貸与になじまないもの」である福祉用具の販売を行う。	9
住宅改修	在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行う。	6 1
居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。	2 2

(2) 地域密着型サービス

サービス種別	内容	市内事業所数
認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所する認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、リハビリテーション等を行う。	1
小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心に、利用者の希望などに応じ、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、リハビリテーションを行う。	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う。	0
看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供する。	0
地域密着型通所介護	利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供する。	12
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。	17
地域密着型特定施設入居者生活介護	指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。	2

(3) 施設サービス

サービス種別	内容	市内 事業所数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症など、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象。	5
介護老人保健施設	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。	3
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)。	1
介護医療院	介護療養型医療施設の転換施設として新たに創設された、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。	-

【平成29年10月1日現在】

2 日常生活圏域の設定

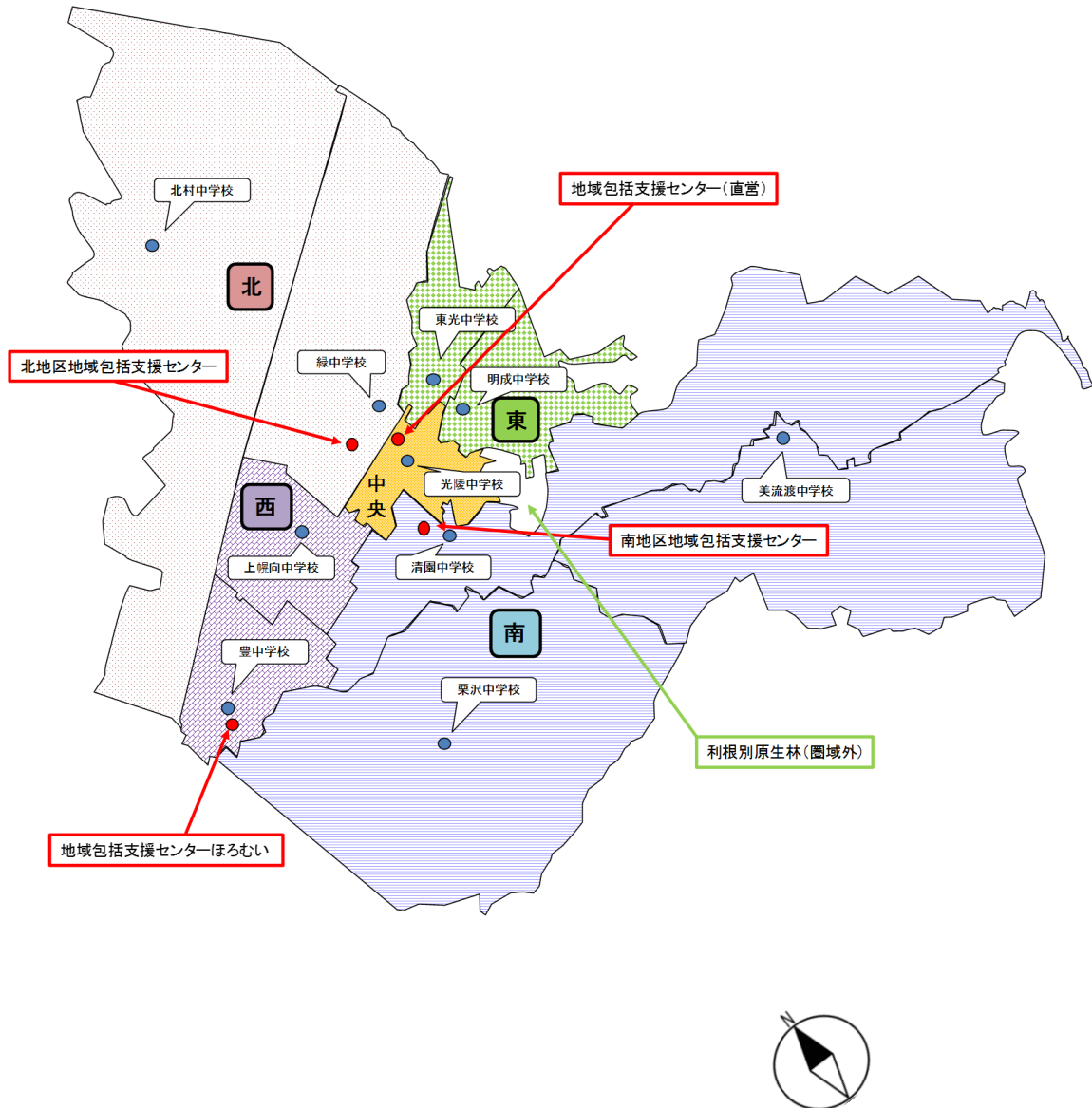
日常生活圏域については地理的条件、人口、交通事情、介護サービスを提供するための基盤の整備状況などを考慮し設定します。

第7期計画期間においても、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、中学校の校区を単位として東西南北と中央(市街地)の5つを引き続き設定します。

	地域名	中学校区	人口	高齢者数	高齢化率 (H29)	高齢化率 (H26)
東地区	西条丁目(一部)、東条丁目(一部)、栄町、東町、日の出町、日の出北、日の出南、日の出台、東山、鳩が丘、元町、岡山町、峰延町、宝水町、かえで町、若駒	東光明成	23,798	7,565	31.8%	28.4%
西地区	幌向町・幌向条丁目、中幌向町、御茶の水町、双葉町、上幌向町・上幌向条丁目	豊上幌向	10,401	3,814	36.7%	33.4%
南地区	南町・南町条丁目、緑が丘(一部)、志文本町条丁目、志文町、ふじ町条丁目、上志文町、下志文町、金子町、朝日町、清水町、奈良町、毛陽町、美流渡、万字、西本町、本町、栗沢町北本町、南本町、東本町、砺波、栗部、耕成、北斗、越前、自協、南幸穂、幸穂町、北幸穂、必成、小西、岐阜、最上、加茂川、栗丘、由良、茂世丑、上幌、宮村	清園 栗沢 美流渡	15,511	5,610	36.2%	32.9%
北地区	北本町、北条丁目、桜木条丁目、有明中央、大願町、稔町、西川町、緑町、若松町、豊正、豊里、北都、中央、砂浜、赤川、美唄達布、幌達布、北村栄町、北村大願、中小屋	緑北村	13,957	4,932	35.3%	32.8%
中央地区	西条丁目(一部)、東条丁目(一部)、美園条丁目、駒園、並木町、緑が丘(一部)、春日町、大和町・大和条丁目、有明町(南鉄道用地)	光陵	19,424	6,377	32.8%	30.4%
	計		83,091	28,298	34.1%	31.1%

(平成29年10月1日現在)

●日常生活圏域図



3 サービス提供体制の現状

(1) 居宅サービス

居宅サービスについては、要介護（要支援）認定者やサービス利用者の増加等から、利用する回数・日数・件数ともに増加しています。

訪問介護や通所介護は、要支援の利用者が、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行したことや、小規模の通所介護が地域密着型通所介護に移行したことによる影響を受けています。

また、訪問系サービス（訪問介護、訪問看護など）のうち訪問看護については、医療入院された方が退院後に在宅利用する場合や、従来からの在宅利用者の重篤化に伴う利用回数の増が考えられます。

短期入所、居住系サービスについては、施設サービスの待機者が短期入所サービスを利用する場合や、介護が必要な高齢者世帯の増加により居住系サービスを利用するといったことが要因となっています。

居宅サービスの利用増加を踏まえ、今後においても利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備に努めます。

（単位：回、人、件）

サービス区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込）
居宅サービス				
訪問介護	延回数	97,319	84,788	105,104
訪問入浴介護	延回数	1,434	1,707	1,848
訪問看護	延回数	14,286	16,261	19,606
訪問リハビリテーション	延回数	8	18	0
居宅療養管理指導	延人数	1,998	2,401	2,784
通所介護	延回数	136,649	97,337	67,032
通所リハビリテーション	延回数	51,759	53,319	55,049
短期入所生活介護	延日数	11,856	13,040	16,282
短期入所療養介護	延日数	2,924	2,457	3,104
特定施設入居者生活介護	延人数	2,184	2,455	2,544
福祉用具貸与	延件数	13,360	14,090	15,132

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域居住者に限定し提供するサービス体系となっており、認知症高齢者等の増加によりその利用が増えています。

第6期（平成28年度）に市内17、18か所目の認知症対応型共同生活介護事業所が開設しましたが、1か所が廃止となったため、現在17事業所です。また、小規模の通所介護が平成28年度より地域密着型サービスに移行され、利用は年々増加しており、住み慣れた地域でサービスを受けることができる地域密着型サービスは今後も利用者が増加するものと考えられます。

認知症高齢者の増加やサービスの利用状況を踏まえ、必要な地域密着型サービスの充実を図ります。

（単位：回、人）

サービス区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込）
地域密着型サービス				
認知症対応型通所介護	延回数	290	411	862
認知症対応型共同生活介護	延人数	2,787	3,037	3,408
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	延回数	447	1,950	2,508
看護小規模多機能型居宅介護	延回数	0	28	0
小規模多機能型居宅介護	延人数	405	455	732
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	延人数	0	0	0
地域密着型特定施設入居者 生活介護	延人数	647	648	660
地域密着型通所介護	延人数	—	2,947	3,264

(3) 施設サービス

市内の施設サービス基盤として、介護老人福祉施設が5施設、介護老人保健施設が3施設整備されており、第6期計画までに進められた施設基盤の整備や、介護老人福祉施設の入所基準の見直し（原則、要介護3以上）により、入所待機者は、3年前と比較して半数近くまでに解消されています。

介護療養型医療施設については、利用者は施設の転換などを背景に医療療養病床や他の介護保険施設に移るなど、年々減少の傾向を示しています。

施設サービスについては、これらの現状を踏まえ、介護従事者の不足、将来の重度者の減少を勘案し、また、できる限り在宅での生活が続けられるよう取り組むために、第7期計画においては在宅復帰の橋渡しを担う介護老人保健施設の増床を見込みます。

(単位：人)

サービス区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	延人数	6,513	6,474	6,300
介護老人保健施設	延人数	4,379	4,375	4,416
介護療養型医療施設	延人数	352	282	156

4 地域支援事業の推進

介護予防を目的とした事業を行うとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組みを進めていきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定で要支援に認定された方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業を行い、介護予防と日常生活の自立を支援します。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援に認定された方を対象に、平成28年4月より、介護予防サービスとしてこれまで提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」、「介護予防ケアマネジメント」を実施し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう継続して支援していきます。

(単位：人、日)

サービス区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
訪問型サービス (介護予防訪問事業)	延人数	—	2,446	4,930
	延日数	—	14,300	30,180
通所型サービス (介護予防通所事業)	延人数	—	5,004	11,020
	延日数	—	26,493	60,950
介護予防ケアマネジメント	延人数	—	5,967	11,099

② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりや介護予防を推進することを目的として、介護予防に関する知識を普及し、主体的な活動ができるよう継続して支援していきます。

(単位：回、人)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)	
健康 教育	シルバー出前健康塾	回数	55	62	60
		延人数	1,308	1,358	1,400
	老人クラブ等	回数	93	87	90
		延人数	1,820	1,696	1,800
健康相談		回数	98	105	90
		延人数	1,745	1,944	1,800
脳イキキ度チェック		延人数	135	138	200
脳はつらつ教室 (認知症予防教室)		回数	24	24	24
		延人数	141	152	144
はつらつシニア講座 (介護予防教室)		回数	16	16	12
		延人数	257	153	175
おロイキキ教室 (口腔機能向上教室)		回数	—	19	24
		延人数	—	55	87
シニアのための筋力アップ教室 (運動機能向上教室)		回数	—	72	72
		延人数	—	558	770
地域型介護予防活動支援		回数	21	17	22
		延人数	440	387	610

※ 介護予防事業（一次予防・二次予防）は、前回の介護保険制度の改正で予防給付の見直しが実施されており、全自治体が、平成 29 年 4 月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行する（平成 30 年 4 月完全移行）こととなります。

岩見沢市は、平成 28 年 4 月から移行を開始し、平成 29 年度に完全移行しています。

(2) 包括的支援事業

【地域包括支援センターの運営】

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者や家族に対する総合的な相談や、高齢者に対する虐待の防止と早期発見・早期対応、また、権利擁護や支援困難ケースに関わるケアマネジャーへの助言など、専門職による総合的な相談、支援を実施していきます。

① 総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域住民からの介護、医療、健康、福祉等の様々な相談窓口となり、適切なサービスや各種制度利用につなげるための支援を行います。

(単位：件)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
相談件数	1,758	2,043	2,279

② 権利擁護業務

高齢者を虐待や消費者被害などから守り、安心して生活することができるよう、権利擁護に向けての必要な支援を行います。

(単位：人)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
権利擁護対応実人数	47	48	53
虐待関係（疑念、複合件数）	28	24	26
成年後見関係	9	13	14
消費者被害関係	0	0	0
困難事例関係	8	10	11
その他	2	1	2

③ 包括的・継続的マネジメント支援業務

地域における多職種相互の連携・協働により、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、ケアマネジャーへの指導・助言、医療機関等の関係機関との調整やネットワークづくりを実施します。

(単位：件)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
関係機関等連携	191	292	297
ケアマネ相談・助言・指導等	59	70	55
研修会支援	2	8	8
情報支援	1	1	1
合計	253	371	361

【社会保障充実分】

① 在宅医療・介護連携推進事業

地域包括支援センターによる、在宅医療連携に係る情報交換会を行うなど、関係機関との「顔の見える関係づくり」に取り組み、ネットワークの構築を進めています。今後は、地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進します。

② 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター等の配置により、担い手の養成や不足する地域資源の開発、そのネットワーク化など、生活支援サービスの提供体制の構築について、関係機関と連携しながら支援を行います。

③ 認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームの関与による早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を目指します。

ア 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症サポート医と、医療・介護福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、本人や家族、民生委員・児童委員、介護関係職員などからの相談を受け、チーム員が家庭訪問等を行います。

適切な医療や介護サービス等に結びついていない在宅の認知症または認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、アセスメントや受診勧奨、家族サポートなど、一人ひとりの状況に合わせ、支援の方向性を検討し、本人や家族の自立した生活のサポートを集中的に行います。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の容態の変化に応じて、全ての期間を通じて必要な医療、介護及び生活支援サービスが連携する体制の構築と認知症ケアの充実を図ります。

毎月会議を開催し、認知症ケアパスの作成・普及、認知症カフェの支援等を行います。

④ 地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域ネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進し、その解決を図ります。

(単位：回)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
地域ケア会議	11	12	15

(3) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、介護や見守りが必要な高齢者や介護する人に対し、必要な支援を行います。

① 介護給付等費用適正化事業

ア 要介護（要支援）認定の適正化

要介護（要支援）認定については、介護認定審査会委員及び認定調査員への研修や認定調査の検証を通じて、公平・公正性の確保を図ります。また、認定調査については、公平・公正性の確保の観点から、市が直接取り組んでいます。

イ 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化のためには、利用者にとって自立支援に資する、真に必要なサービスを、事業者がルールに従って適正に提供しなければなりません。事業者等からのサービス提供が伴わない不適切な請求を防止するために、住宅改修・福祉用具購入等のチェック、医療情報との突合・縦覧点検に取り組んでいます。

② 介護者のつどい

介護者の孤立感の軽減や介護方法の情報交換を目的に、いわみざわ健康ひろばで、交流会や健康チェックを行っています。今後、認知症カフェへの移行を検討します。

(単位：回、人)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
介護者のつどい	回数	6	6	6
	延人数	4	6	15

③ 地域自立生活支援事業

要介護者等が対象の配食サービスは、民間事業者の参入により、実績は現在ありませんが、民間事業者の事業展開区域外の対象者の処遇を考慮し、今後も事業として存続します。

④ 成年後見制度利用支援事業

裁判所などの関係機関と連携し、高齢者の権利擁護のため、市長申立てに係る事務手続きなどの成年後見制度利用支援を実施しています。親族がいる場合は、原則親族が申立てを行うため、例年、市長申立て件数は多くありません。

今後、成年後見制度の充実を図るため、市民後見人を養成するとともに、制度についての周知を図ります。

(単位：人)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
成年後見制度利用 支援事業	市長申立者数	5	5	6

⑤ 住宅改修支援事業

ケアプラン未作成者や、介護サービスを利用していない要介護認定者の住宅改修に係る理由書作成などの支援を実施しています。住宅改修のみの利用者に対する理由書作成を支援する居宅介護支援事業者が、スムーズにサービス提供できるよう、継続して支援を行います。

(単位：人)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
住宅改修支援事業	実人数	31	31	43

⑥ 認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲で支援する「認知症サポーター」の養成に努め、地域全体で認知症に対する理解を深めるとともに、スキルアップなどにも取り組み、認知症ボランティアや市民後見人の養成などにつながるよう努めます。

(単位：回、人)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
認知症サポーター 養成講座	開催回数	47	44	35
	受講者数	1,742	1,400	861
	サポーター数	6,839	8,239	9,100
ステップアップ講座	受講者数	—	—	12

5 高齢者福祉サービス

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を目的とした施設で、老人福祉法による保護措置費により運営されています。なお、市内には養護老人ホームはありません。

(2) 軽費老人ホーム（A型）

高齢で身寄りのない方や家族との同居が困難な方に対して、入浴や食事などのサービスを提供することにより、自立生活を支援するための施設です。市内には、市立の軽費老人ホーム「清和荘」があります。

(3) ケアハウス

虚弱で、自炊や入浴など、自宅での生活に不安があり、家庭環境等により家族の援助が得られない高齢者が対象で、自立生活を援助するための浴室や食堂等の必要な設備が整えられています。また、介護が必要になった場合は、入居したまま介護サービスを受けることができる施設です。

市内には、社会福祉法人により運営されている「ケアハウスいわみざわ」があります。

(4) 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、一人暮らし、老人夫婦世帯等、独立して生活することに不安がある高齢者に対して、介護支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して明るく生活を送ることができるように支援するための施設です。

市内には、「北村生活支援ハウス」があります。

(5) 高齢者福祉センター

高齢者の社会参加、生きがいづくりや世代間交流を通じて、健康で明るい老後生活の形成を支援するため、各種相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業などを総合的に提供することを目的とした施設です。

市内には、「ふれあい」と「えみる」の2つの施設があります。